

令和 7 年 1 0 月

市内小学校 6 年生保護者 様

柏原市教育委員会

部活動による就学指定校の変更制度について

平素は、本市の教育推進にご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

柏原市教育委員会では、各小・中学校に通学する区域（通学区域）を定め、この通学区域と住民票の住所に基づいて、就学すべき学校（就学指定校）を指定しています。しかし、個々の具体的な事情があり就学指定校以外への通学を希望する場合は、保護者の申立により、変更が認められる要件を定めており、中学校の部活動による就学指定校の変更については下記のとおりです。

申立される保護者の方は下記内容を十分にご理解のうえ、申請ください。

記

1 申請について

①就学指定校には希望する部活動がなく、市内の他の中学校にはあるので、指定校変更をして希望する部に入り、頑張りたいという場合。

※中学校としては通常の部活動をします。勝つために特化した指導や強化指導をする目的ではありません。

②指定校変更が可能な部活動は、7.別表に示した部活動です。受け入れる学校の収容力の関係上、いずれの部活動も数名程度の募集となります。

※保護者、本人と面接の上、希望人数が多い場合は、学校と協議し、公開抽選等を行う場合があります。

③変更時期は、小学 6 年生の中学校進学時です。

- | | |
|-----------|---|
| 2 申請の時期 | 令和 7 年 1 2 月 1 日（月）から令和 7 年 1 2 月 1 2 日（金）
9 時 0 0 分～1 7 時 0 0 分（ただし、1 2 時 0 0 分～1 3 時 0 0 分を除く） |
| 3 申請先 | 柏原市役所 本館 3 階 学務課（窓口 3 9 番）＜ 柏原市安堂町 1－5 5 ＞ |
| 4 持ち物 | 筆記用具、印鑑 |
| 5 面接日及び場所 | 令和 7 年 1 2 月 1 9 日（金）1 5 時 0 0 分～1 7 時 0 0 分
（このうち 1 5 分程度）
柏原市役所 会議室 3－1（本館 3 階） |
| 6 連絡先 | 柏原市教育委員会 学務課 ☎ 0 7 2 － 9 7 2 － 1 6 9 7 |

7 令和8年度 指定校変更ができる部活動（別表）

- ・男、女、男女 で表示している部活動が、指定校変更できる部活動です。
- ・別表は、指定校変更できる部活動がよく分かるように示した表であり、学校にある全ての部活動を記載している訳ではありません。
- ・別表は令和8年度の指定校変更について示したものであり、令和9年度以降については未定です。

（別 表）

	柏原中	堅上中	国分中	堅下北中	堅下南中	玉手中
陸上競技	男女					
ソフトボール						女
バスケットボール					男	男
サッカー			男	男		
軟式野球	男		男	男		
バドミントン					男女	

8 申請にあたっての注意

- ①申請までに必ず、変更先の学校の部活動を見学し、説明を受けてください。
- ②指定校変更の学校は、居住地から最も近い学校を選択してください。
- ③在学中の休・廃部もあり得ることをご承知ください。また、顧問も固定ではなく異動することがあります。なお、これらを理由とした再度の指定校変更はできません。
- ④お子様の部活動に対する適正や意志、また通学など指定校を変更した場合に考えられる課題を理解し、納得した上で申請してください。変更した中学校で部活動に取り組むと共に学習・生活に励み、卒業まで通学することになります。
- ⑤自転車での通学は認めておりません。徒歩または公共交通機関（市内循環バスを除く）の利用をお願いします。
- ⑥登下校時の安全確保については、保護者が責任を持って行ってください。
- ⑦お子様が学校運営に支障をきたすような行為をした場合、部活動への参加状況が著しく低い場合などには、学校長と教育委員会で協議の上、本来の指定校に転校していただきます。
- ⑧指定校変更が認められた場合、保護者、生徒は通学する学校の指導、地域活動、PTA活動などを理解し、協力してください。

部活動による就学指定校の変更制度Q&A

Q 1：部活動による指定校変更ができる中学校はどこですか。

A 1：別表を参照ください。

Q 2：通学区域の部活動は府大会などでの実績がないため、実績がある中学校への指定校変更は可能ですか。

A 2：就学指定校に希望する部活動がある場合は、指定校の変更はできません。就学指定校の部活動に参加してください。

Q 3：申請の時期はこの時期でないといけませんか。

A 3：生徒数により学級数を確定しなければいけないこと、ご家庭でも指定校決定後に制服などを準備していただく期間が必要なため、申請時期以外の申請はできません。

Q 4：申請した部活動に入部しなかった場合、指定校変更は取り消されますか。

A 4：元の就学指定校に転校していただくことになりますので、申請される前に、ご家庭で希望先の学校、通学方法など十分に検討してください。

Q 5：部活動を途中で退部した場合、指定校変更は取り消されますか。

A 5：原則的には、元の就学指定校に転校していただくことになりますので、申請される前に、ご家庭で希望先の学校、通学方法など十分に検討してください。ただし、特別な事情がある場合で、教育委員会が認めた場合はその限りではありません。

Q 6：部活動をして帰宅すると、帰りが遅くなるので、自転車通学を認めてもらえませんか。

A 6：自転車による通学は一部地域を除き認めていません。柏原市では徒歩圏内にある地域の指定校に通学していただくことを基本に、指定校変更は弾力的に認めております。制度の趣旨を十分ご理解の上、無理のない通学圏で指定校変更を考えるようお願いします。

Q 7：公共交通機関を利用した場合、通学定期の購入は可能ですか。

A 7：可能です。学校で各公共交通機関指定の学校（指定学校）発行の「通学証明書」を発行してもらい、購入してください。

Q 8：兄弟姉妹が別々の学校に通学することが考えられますが、行事の日時など配慮してもらえますか。

A 8：できません。兄弟姉妹の就学先についても検討の上、申請してください。

Q 9：市内の別の中学校で兄や姉が使用していた制服や体操服、鞆などを使用できますか。

A 9：指定校変更した中学校の制服や体操服、鞆などを用意してください。

Q10：中学校進学後に、市内の別の中学校区に転居した場合はどうなりますか。

A10：所属していた部活動が転出先の学校にない場合で、希望をされる場合に限って、転校せずにそのまま通学できます。

Q11：指定校を変更した場合に考えられる課題には、どのようなことがありますか。

A11：小学校時代の友だちと違う学校に通学することになり人間関係が大きく変化すること、通学距離が長く帰宅時間が遅くなること、登下校時の安全確保は保護者の方に責任をもって行っていただくこと、兄弟姉妹で別の中学校に通学する場合もあり行事などで配慮することができないこと、などが考えられます。

Q12：保護者として気をつけるべきことは何ですか。

A12：お子様を取り巻く状況について配慮し、変更希望先の学校についても十分検討して、決して無理のないよう、しっかり家庭内で話し合うことが大切です。なお、登下校につきましては、保護者の責任において安全確保を図っていただくことが条件となりますので、通学方法についても検討をお願いします。

Q13：見学の申し込みはどのようにすればいいですか。

A13：希望する学校の教頭にお電話でお申込みください。必ず申請までに、見学し、説明を受けてください。

※見学・説明を受けていないと申請できません。ご注意ください。

学校名	電話番号	学校名	電話番号
柏原中学校	072-972-1185	堅下北中学校	072-973-0065
堅上中学校	072-979-0019	堅下南中学校	072-973-2715
国分中学校	072-977-1555	玉手中学校	072-976-1501